

1 基本計画の対象となる区域（促進区域）

(1) 促進区域

設定する区域は、平成 30 年 2 月現在における、千葉県千葉市の行政区域とする。概ねの面積は 2 万 7 千ヘクタール程度である。

本区域は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する県指定鳥獣保護区（千葉市、土気、若松）、自然公園法に規定する県立九十九里自然公園の一部区域、環境省が自然環境保全基礎調査で選定した特定植物群落である「稲毛浅間神社の森」及び「大金沢の樹林」、環境省の定める生物多様性の観点から重要度の高い海域（東京湾奥部）を含むものであるため、「8 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項」において、環境保全のための配慮を行う事項を記載する。なお、自然環境保全法に規定する原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に規定する生息地等保護区、自然公園法に規定する国立公園、国定公園、自然環境保全法に規定する県自然環境保全地域、生物多様性の観点から重要度の高い湿地、自然再生推進法に基づく自然再生事業の実施地域、シギ・チドリ類渡来湿地、国内希少野生動植物種の生息（繁殖・越冬・渡り環境）・生育域等は、本区域には存在しない。

※詳細については「別紙 1：促進区域図」において示すものとする。

(2) 地域の特徴（地理的条件、インフラの整備状況、産業構造、人口分布の状況等）

【地理的条件及び産業構造】

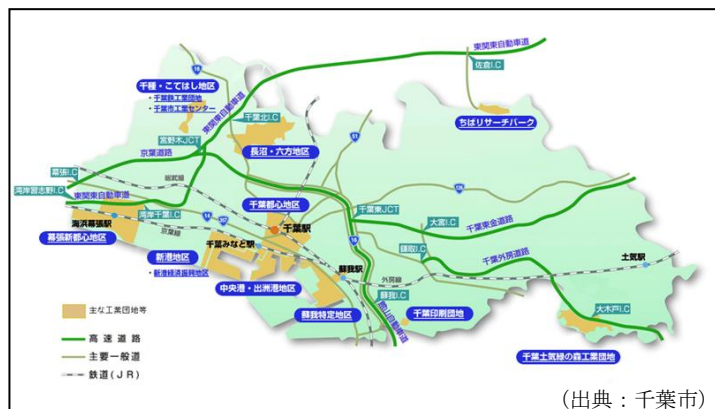
千葉市は、首都圏東側に位置し、東京湾に面した 19 kmにおよぶ海岸線を持ち、大都市でありながら、内陸部は緑豊かな丘陵地域となっている。

千葉市には、業務核都市の業務施設集積地区として県庁、裁判所、国関係機関をはじめとした行政機関や、大手企業の県内拠点等の商業施設が集積する「千葉都心地区」、情報・通信産業の業務・研究機能が集積するとともに、イオングループなどの大手小売業や、大手通販企業が立地する「幕張新都心地区」を有している。また、JFEスチール株式会社をはじめとする鉄鋼・電力等の素材型工業が集積する「蘇我副都心地区」を含め 3 都心を有し、それぞれに特色ある産業が集積している。

また、都心まで鉄道で約 30 分、東京国際空港（羽田空港）まで車で約 30 分、成田国際空港までは車で約 20 分



（出典：国土地理院）



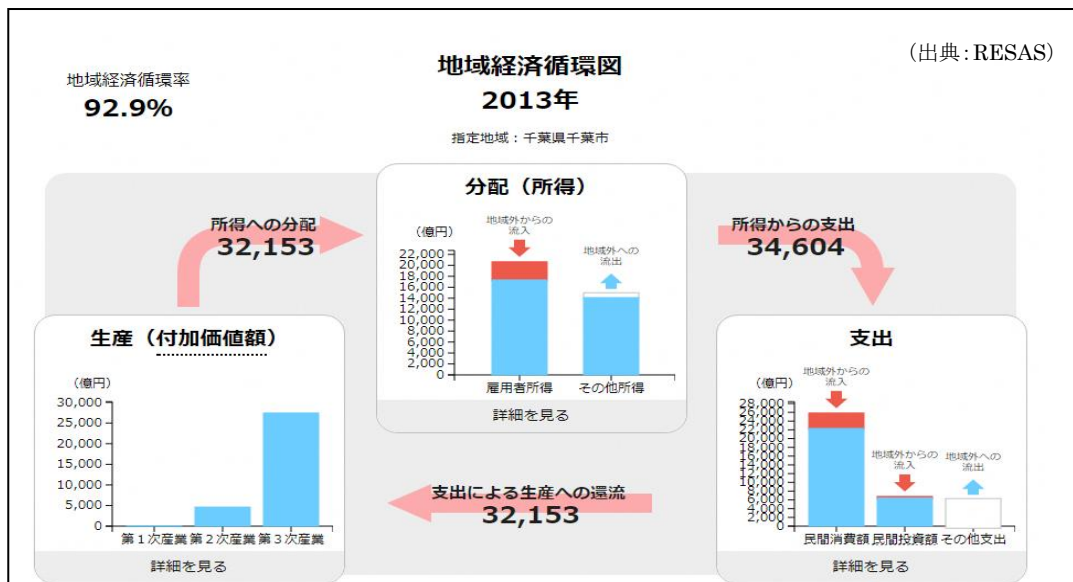
（出典：千葉市）

と首都圏、国内、さらには国外からもアクセスが容易であり、高速交通体系、鉄道網が整備されているほか、国内屈指の貨物取扱高を誇る「国際拠点港湾」千葉港を有し、首都圏はもとより、海と空の両面から海外を視野におさめることができる等、企業等が事業活動をするにあたり優位な立地条件を兼ね備えている。

なおかつ、今でも郊外においては、山林等の自然も比較的多く残っており、温暖な気候と肥沃な土地、豊かな緑と水辺等の自然環境に大変恵まれている。平成 27 年度末時点で人口 1 人当たりの都市公園面積では 9.26 m² (出典:国土交通省「都市公園等現況調査」) となっており、関東地方の政令指定都市の中では第 1 位となっている。

このように千葉市には、企業にとって高レベルの都市インフラと、快適な居住・自然環境が両立した、優れた立地環境を有している。

産業の状況について、千葉市においては、戦後の臨海部における分厚い工業集積の形成を契機として、内陸部・都心部にわたる新たな産業集積が形成されている。今後は、これらの産業集積のもつ技術蓄積や新分野進出への取組等を最大限に生かして産業活性化を図ることが重要である。



千葉市の産業部門から生み出される付加価値額の内、第 3 次産業から生み出される付加価値額が約 88%を占めている。千葉市における主な需要は「地域住民等による民間消費」によるところが大きく、域外住民の需要も一定程度取り込むことができている。

また、消費の対象は、「サービス業を中心とした第 3 次産業 (からの生産物)」が中心であり、地域住民は雇用者所得の多くを域内産業 (主に第 3 次産業) から得ている。

産業分類別の状況については、製造業等の地域外を主な販売市場とする「域外市場産業」と、小売業等の地域内を主な販売市場とする「域内市場産業」に分類した場合、市内総生産額、付加価値額、従業者数、法人市民税額の指標で見ると域内市場産業が約 75~80%を占めており、また、域内市場産業はこの 10 年程で増加傾向にある。

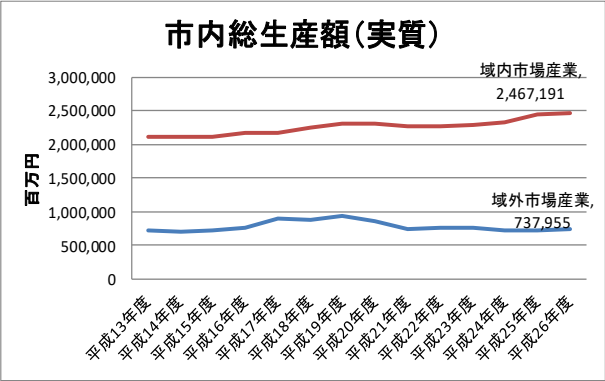
法人市民税額について、リーマンショック後の落ち込みから域内市場産業は増加傾向にあるが、域外市場産業は横ばい傾向が続いている。

域外市場産業について付加価値額の観点から規模の大きな産業分類は、食料品製造

業、飲食料品卸売業、機械器具製造業、機械器具卸売業、情報サービス業、インターネット附随サービス業が挙げられる。域内市場産業については、飲食料品小売業、飲食店、機械器具小売業、建設業、学術研究、専門・技術サービス業、医療、福祉、その他の事業サービス業等が挙げられる。

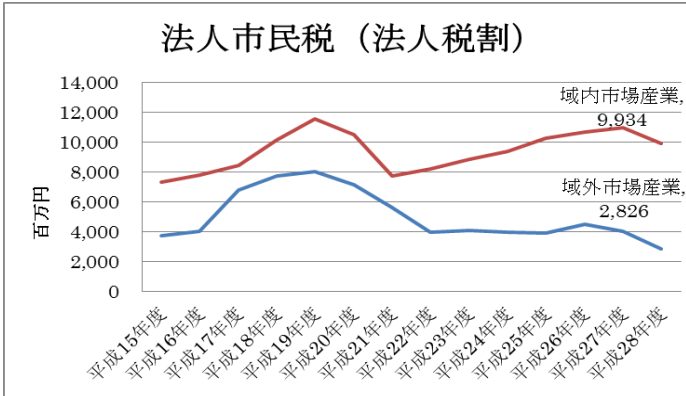
◆ 産業別市内総生産額（実質）（出典：千葉市『平成 26 年度 市民経済計算』）

			平成13年度 2001年度	平成26年度 2014年度
域外市場 産業	農林水産業	金額	6,513	8,556
	飲業	金額	28	17
	製造業	金額	313,812	329,461
	卸売業	金額	270,372	215,300
	情報通信業	金額	137,858	184,621
域内市場 産業	小計	金額	728,583	737,955
	建設業	金額	223,097	208,537
	電気・ガス・水道業	金額	100,567	174,109
	小売業	金額	224,910	258,212
	金融・保険業	金額	284,702	287,665
	不動産業	金額	409,464	549,316
	運輸業	金額	160,402	185,862
	サービス業	金額	709,685	803,490
	小計	金額	2,112,827	2,467,191
	合計	金額	2,841,410	3,205,146



◆ 法人市民税額（法人税割）（出典：千葉市調べ）

販売地 域区分	大分類	平成15年度 2003年度	平成28年度 2016年度
域外市場 産業	農業、林業	6	25
	漁業	2	0
	鉱業、採石業、砂利採取業	20	12
	製造業	1,904	1,652
	卸売業（無店舗小売業を含む）	928	422
	情報通信業	807	674
	倉庫業	52	40
	域外市場産業 計	3,719	2,826
域内市場 産業	建設業	560	1,505
	電気・ガス・熱供給・水道業	698	200
	運輸業、郵便業（倉庫業を除く）	657	645
	小売業	1,485	2,171
	金融業、保険業	1,932	2,926
	不動産業、物品賃貸業	550	1,019
	学術研究、専門・技術サービス業	200	200
	宿泊業、飲食サービス業	133	175
	生活関連サービス業、娯楽業	257	168
	教育、学習支援業	66	145
	医療、福祉	228	224
	複合サービス事業	226	210
	サービス業（他に分類されないもの）	311	347
	域内市場産業 計	7,303	9,934
	合計	11,022	12,760



◆ 産業別付加価値額・従業者数・事業所数（出典：RESAS（経済センサス-活動調査(平成 24 年)に基づく）

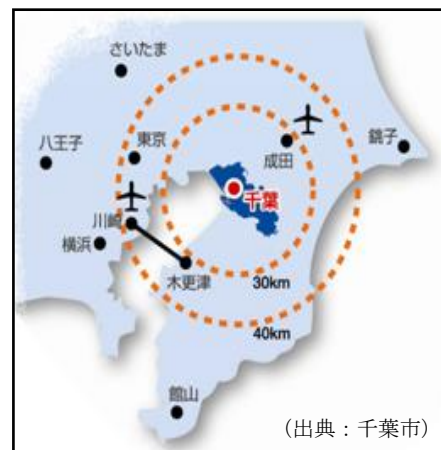
区分	産業分類	付加価値額				従業者数		民営事業所数 (事業内容不詳を除く)	
		金額(百万円)	構成比	従業者一人あたり 金額(百万円)	事業所あたり 金額(百万円)	人	構成比	所	構成比
域外 市場 産業	農業、林業	885	0.2%	1.98	21.07	446	0.6%	42	1.1%
	漁業	597	0.1%	10.47	298.50	57	0.1%	2	0.1%
	鉱業、採石業、砂利採取業	14	0.0%	7.00	14.00	2	0.0%	1	0.0%
	製造業	129,722	27.3%	5.12	114.39	25,348	36.9%	1,134	29.5%
	情報通信業	90,220	19.0%	7.77	236.80	11,607	16.9%	381	9.9%
	倉庫業	18,562	3.9%	16.74	363.96	1,109	1.6%	51	1.3%
	卸売業	235,432	49.5%	7.80	105.15	30,195	43.9%	2,239	58.2%
	小計	475,432	25.5%	6.91	123.49	68,764	18.0%	3,850	13.6%
域内 市場 産業	建設業	147,288	10.6%	5.19	52.58	28,406	9.1%	2,801	11.4%
	電気・ガス・熱供給・水道業	40,039	2.9%	21.81	1,251.22	1,836	0.6%	32	0.1%
	運輸業、郵便業(倉庫業を除く)	116,161	8.4%	4.97	164.53	23,372	7.5%	706	2.9%
	小売業	180,487	13.0%	3.10	35.73	58,211	18.6%	5,051	20.6%
	金融業、保険業	175,278	12.6%	11.83	287.81	14,812	4.7%	609	2.5%
	不動産業、物品賃貸業	77,139	5.6%	6.95	33.76	11,106	3.6%	2,285	9.3%
	学術研究、専門・技術サービス業	226,335	16.3%	16.26	165.81	13,923	4.5%	1,365	5.6%
	宿泊業、飲食サービス業	51,845	3.7%	1.37	14.64	37,849	12.1%	3,541	14.5%
	生活関連サービス業、娯楽業	37,739	2.7%	2.17	13.94	17,423	5.6%	2,708	11.1%
	教育、学習支援業	50,465	3.6%	3.12	49.77	16,173	5.2%	1,014	4.1%
	医療、福祉	155,886	11.2%	3.81	67.54	40,875	13.1%	2,308	9.4%
	複合サービス業	5,123	0.4%	4.64	41.65	1,104	0.4%	123	0.5%
	サービス業(他に分類されないもの)	122,738	8.9%	2.58	62.88	47,543	15.2%	1,952	8.0%
	小計	1,386,523	74.5%	4.43	56.60	312,633	82.0%	24,495	86.4%
	合計	1,861,955		4.88	65.69	381,397		28,345	

【インフラの整備状況】

千葉市は市内を起点とする道路、鉄道も多く、
県内交通体系の結節点となっている。

道路交通網については、東関東自動車道や館山
自動車道、京葉道路、千葉東金道路、国道 16 号等
の主要道路が千葉市に集中しており、県内道路網
の中心的役割を担っている。

鉄道交通網は、J R 京葉線、J R 総武線その他、
京成線や千葉都市モノレールが走り、県内各地か
らの多くの路線が J R 千葉駅で接続しており、県
内の一大ターミナルとなっている。



また、千葉港については国際拠点港湾であり、我が国有数の港湾貨物量を誇る。年間
入港船舶は、外航船 4,610 隻 (96,621 千総トン)、内航船 47,064 隻 (47,417 千総トン)
であり、取扱貨物量は外国貿易 100,664 千トン、内国貿易 62,166 千トン (合計 162,830
千トン (いずれも平成 26 年)) で、全国第 2 位 (平成 25 年度) と、海上輸送網の重要
な拠点となっている (出典：千葉県「千葉県港湾統計年報」)。

さらに、成田国際空港までは最短 20 分でアクセス可能であり、東京国際空港 (羽田
空港) へは最短 30 分でアクセスが可能となっている。

【人口分布】

総人口は約 97.5 万人(平成 29 年 10 月現在)と全県の約 15%を占めている。平成 4 年
4 月には全国で 12 番目の政令指定都市となった。

2 地域経済牽引事業の促進による経済的効果に関する目標

(1) 目指すべき地域の将来像の概略

千葉市の経済部門における部門計画である『千葉市経済成長アクションプラン』の経済政策の方向性として、「競争力のある産業集積の形成による地域経済の成長」、「市民生活を支える持続性の高い地域経済の構築」、「MICE誘致・観光プロモーション強化によるグローバルな観光需要の取り込み」、「チャレンジ精神に富む人材・企業の輩出」を掲げており、下記の各項目のとおり、地域経済の発展等を目指していく。

また、千葉県東南地域の自治体との広域連携により、圏域内の強みと弱みを相互に補うことにより産業の活性化と雇用の創出へ取り組み、千葉市と周辺自治体を含めた都市圏全体として経済規模の維持向上を目指していく。

【競争力のある産業集積の形成による地域経済の成長】

製造業・卸売業・情報通信業等、全国や海外を主な販売市場とする産業について、企業立地の促進や、生産性の向上、新規の需要開拓等により、市外需要（外需）を獲得するとともに、地域内の産業との取引拡大により域内へと循環する金額規模の増加による地域経済の発展を目指す。

【市民生活を支える持続性の高い地域経済の構築】

千葉市企業の約 99%を占める中小・小規模事業者や、小売業やサービス業といった市域内や周辺地域を主な販売市場として地域住民の日々の生活を支え、最大の雇用規模を持ち、地域全体の所得水準や生活の質を高める役割を持つ産業について、周辺地域への商圏の拡大、需要構造の変化に応じた事業領域の拡大、労働生産性の向上の支援等を通じた持続的な発展を目指す。

【海辺・里山の観光資源や千葉市の立地特性を活かしたMICE誘致・観光プロモーション強化によるグローバルな観光需要の取組】

経済波及効果の大きいMICE誘致とインバウンド誘致を推進するとともに、「千葉氏」「大賀ハス」「加曽利貝塚」「海辺」という千葉市の歴史やルーツに根ざした地域資源や内陸部の「緑」「里」「農」の豊富な資源を近隣他都市との広域連携等を通じて、効果的なプロモーションをかけていくことにより、トータルでの千葉ブランドを確立し、国内外からの旅行者を集客することで観光需要を取り込む。

【チャレンジ精神に富む人材・企業の輩出】

市内企業の労働生産性向上や働き方改革を通じた、人材採用力や人材定着率の向上を図るとともに、キャリア教育や職業訓練の充実、学生等の若年層、女性・シニア等の多様な人材の就労支援、外国人労働者の活用と定住促進等を行い、市内企業が人手不足の状況に対応して「稼ぐ力」の維持向上を実現できる環境を実現することで、地域経済の発展を目指すとともに、多様なビジネスチャンスが創造しやすい都市としての強みを活かした起業を支援し、将来の千葉市経済を牽引する多様な成長産業が生まれやすい環境を構築する。

【広域経済圏の視点】

千葉市の産業構造は、消費市場と労働力の両面で市域内及び周辺地域の人口規模への依存度が高く、今後の人口減少局面では千葉市域内だけで経済政策を遂行することに限

界がある。

そこで、千葉市と人口動態の面で密接な関係のある県東南部の自治体との広域的な連携により、千葉市と県東南地域の各種資源等を相互補完的に活用することで、効果的・効率的に事業を遂行し、広域的な地域全体として持続的な経済発展を目指す必要がある。

【産業集積区域に対する重点的な企業立地支援による高い経済的效果の実現】

千葉市には、内陸部と臨海部に特徴的な産業拠点が形成されており、製造業や情報通信業等の産業集積が見られる。また、市内への進出ニーズの高まりを受け、今後の集積の受け皿となる産業用地整備も進められている。このような、特徴ある産業集積区域及び今後の集積が見込まれる以下の区域については、千葉市として重点的に企業立地支援を行う区域として設定し、政策的資源を集中的に投じることにより、高い経済的效果を効率的に実現することを目指す。

	区域名称	(今後見込まれる) 産業集積
1	千葉土気緑の森工業団地	成長ものづくり産業等
2	ちばリサーチパーク	成長ものづくり産業等
3	千葉市臨海部（工業系用途地域）	素材型ものづくり産業、食品関連産業等
4	幕張新都心地区	情報通信業、小売業等
5	明治大学菅田農場跡地	食品関連産業等
6	武石インターチェンジ周辺	食品関連産業等
7	千葉北インターチェンジ周辺	成長ものづくり産業等

(2) 経済的效果の目標

1 件あたり平均 51 百万円の付加価値額を創出する地域経済牽引事業を 30 件創出し、これらの地域経済牽引事業が促進区域で 1.3 倍の波及効果を与え、約 2,000 百万円の付加価値額の増加を目指す。

【経済的效果の目標】

	現状	計画終了後	増加率
地域経済牽引事業による付加価値額の増加額	－百万円	＋2,000 百万円	

(算定根拠)

- ・ 51 百万円（本計画 3（2）に記載する地域経済牽引事業の 1 件あたりの付加価値額）
× 30 件（地域経済牽引事業の新規事業件数） × 1.3（平成 23 年千葉市産業連関表における千葉市の全産業平均の生産波及効果） = 1,989 百万円 ≒ 2,000 百万円

【任意記載のK P I】

	現状	計画終了後	増加率
地域経済牽引事業の 新規事業件数	一件	30 件	

(算定根拠)

- ・ 地域経済牽引事業の新規事業件数 年 6 件 × 5 年 (計画期間) = 30 件

3 地域経済牽引事業として求められる事業内容に関する事項

本計画において、地域経済牽引事業とは以下の (1) ~ (3) の要件を全て満たす事業をいう。

(1) 地域の特性の活用

本計画「5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点から見た地域の特性に関する事項」において記載する地域の特性及びその活用戦略に沿った事業であること。

(2) 高い付加価値の創出

地域経済牽引事業計画の計画期間を通じた地域経済牽引事業による付加価値増加額が 5,078 万円 (千葉県の 1 事業所あたり平均付加価値額 (経済センサスー活動調査 (平成 24 年)) を上回ること。

(3) 地域の事業者に対する相当の経済的効果

地域経済牽引事業計画の計画期間を通じた地域経済牽引事業の実施により、促進区域内において、以下のいずれかの効果が見込まれること。

- ① 促進区域に所在する事業者間での取引額が開始年度比で 3.5% 以上増加すること。
- ② 促進区域に所在する事業者の売上が開始年度比で 3.5% 以上増加すること。
- ③ 促進区域に所在する事業者の雇用者数が開始年度比で 3.5% 以上増加すること。
- ④ 促進区域に所在する事業者の雇用者給与等支給額が開始年度比で 3.5% 以上増加すること。

なお、(2)、(3) の指標については、地域経済牽引事業計画の計画期間が 5 年の場合を想定しており、計画期間が短い場合は、計画期間で按分した値とする。

4 促進区域の区域内において特に重点的に地域経済牽引事業の促進を図るべき区域 (重点促進区域) を定める場合にあっては、その区域

(1) 重点促進区域

本計画における重点促進区域は、以下の区域とする。

【重点促進区域 1】 花見川区武石地区（京葉道路武石インターチェンジ周辺）

京葉道路武石インターチェンジから半径 500 メートルの範囲内（一部がその範囲内にある土地を含む）の区域

（概況及び公共施設等の整備状況）

本重点促進区域の概ねの面積は、78.5ha である。

本重点促進区域は、京葉道路・武石インターチェンジの出入口が一般の道と接する地点から、概ね半径 500 メートルを基準とした範囲である。武石インターチェンジから東京都心までは 1 時間以内で移動可能であり、交通インフラも充実している。また、区域内の農地では露地栽培が盛んであり、にんじん、レタスなどが生産されている。昭和 42 年に、野菜生産出荷法による野菜指定産地に指定された区域が含まれている。

多くのオフィスが立地する幕張新都心地区にも至近であり、地域経済牽引事業を重点的に促進する場所としても適当であるため、重点促進区域に設定することとする。なお、本重点促進区域は北西部の畑や東部の水田を中心に約 40ha の農用地区域を含み、かつ全域が市街化調整区域であるため、「9 地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用の調整を行う場合にあっては、その基本的な事項」において、土地利用の調整の方針を記載する。

（関連計画における記載等）

千葉都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針における記載：

インターチェンジ周辺等の交通利便性の高い地域は、生産・物流機能の向上を図る。

千葉市都市計画マスタープランにおける記載：

インターチェンジ周辺は、「製造業を中心とする産業集積や、道路交通の利便性が高い低未利用地などにおいて産業立地を誘導する」千葉市の産業拠点に位置付けられており、「営農環境や周辺道路への交通負荷等を考慮のうえ工業系・流通系の産業立地を誘導」と記載されている。

また、千葉市都市計画マスタープランを基に、都市開発部局において策定された市街化調整区域における開発行為の基準である「千葉市開発審査会付議基準」においては、「予定建築物の敷地は（中略）その全部又は一部が次のいずれかに該当する区域内に存すること。」とされており、その区域については「インターチェンジの出入口が一般の道と接する地点から半径 500 メートル以内の範囲内にあるものとして市長が指定した区域」とされている。

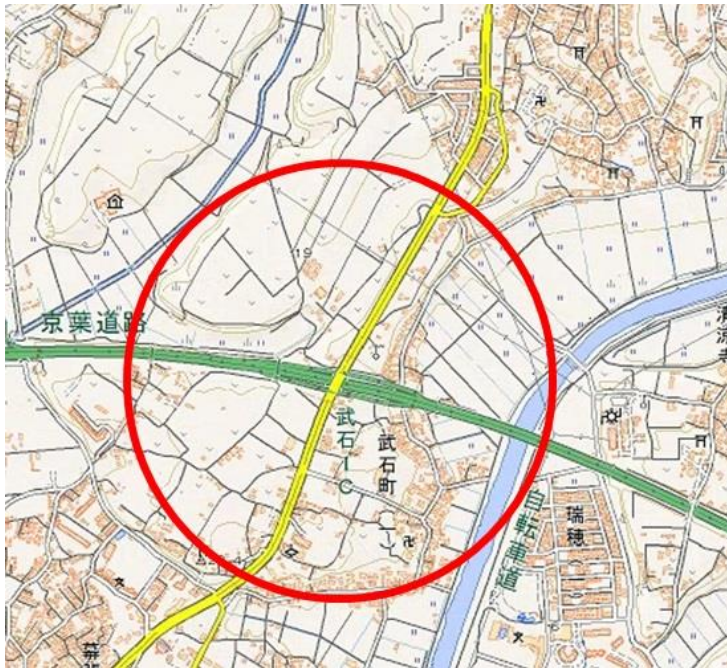
千葉市農業振興地域整備計画における記載：

幕張地区の水田は、「早くから土地改良事業が完了し、農業生産の展開を図ってきた地区であることから今後とも農業振興に必要な農用地として農用地区域に設定」、幕張地区の畑地は、「市街地に隣接していることから露地野菜の栽培が盛んな地区」、「昭和 42 年には野菜生産出荷法による野菜指定産地に指定され、現在も高生産農業の展開を図っている地区であることから今後とも（中略）農業振興に必要な農用地として、農用地区域に設定」と記載されている。

一方、農業近代化施設の整備計画として、「消費者の農産物に対するニーズの多様化に対応するとともに、高付加価値により、地産地消の拡大を目的とした農産物加工施設の整備を推進」することとしている。

なお、本重点促進区域には、自然公園法に規定する国立公園、国定公園、自然公園法に規定する県立自然公園、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する鳥獣保護区、環境省が自然環境保全調査で選定した特定植物群落、生物多様性の観点から重要度の高い湿地、生物多様性の観点から重要度の高い湿地自然再生事業の実施地域は、存在しない。

※重点促進区域の詳細な区域図は、以下のとおり。



(出典：国土地理院)

(2) 区域設定の理由

【重点促進区域1】

本重点促進区域は、千葉市都市計画マスタープラン及び千葉市開発審査会付議基準と整合する、京葉道路武石インターチェンジから半径 500 メートルの範囲内（一部がその範囲内にある土地を含む）である。武石インターチェンジから東京都心までは1時間以内で移動可能であり、製品の各方面への輸送においても交通インフラが充実した優位性のある地域となっている。さらに、本重点促進区域内においては、露地野菜の栽培が盛んな農用地区域が存在しており、かつ、当該農用地区域は国の野菜生産出荷安定法において野菜指定産地として指定されているなど、にんじん、レタスといった特産物の生産地となっている。

また、千葉市内においては、企業の求める条件を満たした土地が不足している状況にある。市内の工業団地は分譲が進んでおり、千葉土気緑の森工業団地の分譲率は87%、ちばりサーチパークの分譲率は88%となっている（平成30年7月末現在）。さ

らに、市街化区域内の工業系の用途地域は、工場や住宅の活用が進んでおり、企業が立地できる遊休地は非常に少ない状況にある。

なお、千葉市内全域において、市街化区域については土地利用状況調査（平成 29 年 3 月）を通じ、既存工業団地内にて計 6.5ha 程度の遊休地の存在を把握しているが、その他には企業が立地できる遊休地は存在しておらず、「農村地域への産業の導入の促進等に関する法律」（農業産業法）に基づき造成された用地も存在しない。

本市において、農林水産分野の地域経済牽引事業を実施するためには、地域特性である、にんじん、落花生等の特産物を活用することが必要であるが、把握されている遊休地については、これら特産物の生産地より遠方であることから、農林水産分野の地域経済牽引事業を効果的に促進するために活用することができない状況である。

一方、武石インターチェンジ周辺については、にんじんやレタスなど露地栽培が盛んな農地が存在しており、そこで生産される農産物を活用することが可能である。さらに、インターチェンジが近接していることから流通の利便性も高く、農林水産分野の地域経済牽引事業を促進するうえで適している地区であるため、重点促進区域に定めるものである。

以上のことから、本重点促進区域において地域経済牽引事業を促進するため、やむを得ず農用地区域及び市街化調整区域を含むものの、農地法、農振法、都市計画法等に係る配慮規定の適用を踏まえ、重点促進区域として設定する。

- （３）（重点促進市町村による）工場立地特例対象区域の設定
該当無し。

５ 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項

（１）地域の特性及びその活用戦略

- ①千葉市臨海部の鉄鋼業等の産業集積を活用した成長ものづくり分野
- ②幕張新都心を中心とする情報通信業の産業集積を活用した第４次産業革命分野
- ③千葉食品コンビナートにおける食料品製造業等の産業集積を活用した食品関連産業分野
- ④にんじん（国の指定産地）、落花生等の特産物を活用した農林水産分野
- ⑤千葉大学亥鼻イノベーションプラザ、千葉大学サイエンスパークセンター等の知見を活用した医療・ヘルスケア分野
- ⑥海辺・里山、幕張メッセ等の観光資源を活用した観光・スポーツ・文化・まちづくり分野
- ⑦千葉ロッテマリーンズやジェフユナイテッド市原・千葉等のスポーツ資源を活用したスポーツ・文化分野

（２）選定の理由

- ①千葉市臨海部の鉄鋼業等の産業集積を活用した成長ものづくり分野

製造業については、千葉県全体での付加価値額は約 1 兆 2,394 億円であり、全国 47 都道府県において第 14 位となっている。また、千葉市内の付加価値額は約 1,297 億円であり、全国 1,718 市町村において第 81 位、県内 54 市町村において第 1 位となっている。

このうち鉄鋼業については、千葉県全体での付加価値額は約 958 億円であり、全国 47 都道府県において第 6 位となっている。また、千葉市内の付加価値額は約 353 億円であり、全国 1,718 市町村において第 21 位、県内 54 市町村において第 4 位となっている（出典：経済センサス活動調査（平成 24 年）。なお、付加価値額は事業所単位、順位については R E S A S（企業単位）によるため、付加価値額と順位は必ずしも連動しない場合がある。以下本計画において同じ）。

千葉市臨海部には、J F E スチール株式会社をはじめとする鉄鋼業等のいわゆる“素材型ものづくり関連企業”の大規模な工場が立地している。その中核である J F E スチール株式会社東日本製鉄所（千葉地区）は、約 766 万㎡の敷地を有する大規模な都市型製鉄所であり、平成 25 年には京浜地区とあわせて累計粗鋼生産量 1 億トンを達成した。新製鋼工場、熱間圧延工場を核とした、高級薄鋼板製造が主体の製鉄所となっている。

千葉市内陸部には、千葉鉄工業団地や千葉土気緑の森工業団地、ちばリサーチパークといった工業団地が立地しており、特に一般機械・金属加工等の関連産業が約 150 社程度集積している。これは、全国の 1 市町村あたり一般機械・金属加工等の関連産業の事業所数（約 80 社）を大きく上回る数である。立地企業の中には、株式会社オーエックスエンジニアリング等、新技術・製品開発型企業への転換をはじめ、既存製造技術を活用しつつ、環境関連、医療・福祉関連等これからの成長が期待できる新分野での新技術・製品開発への取組を積極的に進めている企業も存在する。これらの産業集積と関連した基盤技術型企業の中には、二宮産業株式会社や株式会社三協リール等のオンリーワン企業が存在するほか、株式会社吉野機械製作所のように既存技術の高度化から新分野への取組も実施されている。

さらに、ものづくり分野において重要となるインフラについては、本計画 1（2）に記載の通り、道路、鉄道、港湾、空港といった各交通アクセスの面で、千葉市は県内から都内・全国・海外を結ぶ交通体系の結節点となっている。

このような、千葉市臨海部の鉄鋼業をはじめとする産業集積を活用して、成長ものづくり分野における地域経済牽引事業を促進する。

②幕張新都心を中心とする情報通信業の産業集積を活用した第 4 次産業革命分野

千葉市には、「情報通信業（通信業、放送業、情報サービス業、インターネット附随サービス業、映像・音声・文字情報制作業）」、「電子部品・デバイス・電子回路製造業」、「電気機械器具製造業」、「情報通信機械器具製造業」といった、いわゆる第 4 次産業革命の中核を成す産業の集積があり、付加価値額総額で約 1,020 億円の規模となっている。

このうち情報通信業については、千葉県全体での付加価値額は約 1,774 億円であり、全国 47 都道府県において第 8 位となっている。また、千葉市内の情報通信業の付加価値額は約 902 億円であり、国内 1,718 市町村において第 21 位、県内 54 市町村において第 1 位となっている。なお、情報通信業の全国 1 市町村あたり平均付加価値額は約 76

億円である（出典：経済センサスー活動調査（平成 24 年））。

幕張新都心地区には、シャープ株式会社、日本 I B M株式会社、富士通株式会社、株式会社ウェザーニューズ等、高度先端技術を有する大手電機・情報サービス関連業をはじめとした情報・通信産業の事業所が約 70 社程度集積している。これは、全国の 1 市町村あたり情報通信業の事業所数（約 40 社）を大きく上回る数である。

また、千葉市は国家戦略特区として第 3 次指定（平成 28 年 1 月 29 日、東京圏に追加）を受けている。上記の指定に基づいた事業のイメージとして「幕張新都心を中核とした『近未来技術実証・多文化都市』の構築」を掲げており、ドローン・自動走行の活用による子育て世代・高齢者等の利便性向上等に取り組んでいる。

このような、幕張新都心を中心とする情報通信業の産業集積等を活用し、第 4 次産業革命分野における地域経済牽引事業を促進する。



（ドローン実証実験の様子：千葉市HPより）

③千葉食品コンビナートにおける食料品製造業等の産業集積を活用した食品関連産業分野

千葉市における食品関連産業の状況については、「食料品製造業」、「飲料・たばこ・飼料製造業」、「飲食料品卸売業」、「飲食料品小売業」、「飲食店」、「持ち帰り・配達飲食サービス業」で構成されており、事業所総数で約 5,400 社程度、付加価値額総額で約 1,457 億円の規模となっている。

このうち食料品製造業については、千葉県全体での付加価値額が 1,875 億円であり、全国 47 都道府県において第 11 位となっている。また、千葉市内の付加価値額は約 256 億円であり、国内 1,718 市町村において第 72 位、県内 54 市町村において第 3 位となっている。なお、千葉市内の事業所数は約 130 社あり、全国 1,718 市町村において第 63 位、県内 54 市町村において第 2 位となっている（出典：経済センサスー活動調査（平成 24 年））。

また、従業者数でも約 71 千人と多くを雇用する産業であり、地域全体への影響力を持っている業種であることに加え、景気変動の影響を受けにくいと、不況に強いという特徴を持っている。

美浜区に立地している千葉食品コンビナートは、食品工業の近代化・合理化を図るため、国内最初で最大(約 90ha)の食品工業団地として、千葉市新港に造成され、昭和 39 年に発足した。農林水産省の「食品工業団地形成促進要綱」に基づく食品工業団地として適正化のモデルとされている。

千葉食品コンビナートについては、臨海部にサイロ群を設け、海外からの原料を大量に受け入れ、これに直結して、原料を加工する企業(第一次加工業)を設置し、さらにその後方に加工食品企業(第二次・第三次加工業)等を配置する「臨海型食品コンビナート」システムとなっており、山崎製パン株式会社、日本製粉株式会社、日新製糖株式会社、

千葉製粉株式会社等の大手食品製造業の工場が立地している。食品製造・加工以外でも、食料品の商品開発部門、食料品の輸入、検定機関、運送業等々の企業で形成されている。

このような食品に関連した産業集積を活用し、食品関連産業分野における地域経済牽引事業の促進を図る。

④にんじん（国の指定産地）、落花生等の特産物を活用した農林水産分野

千葉市の農業は、年間を通じて温暖な気候と、比較的平坦で肥沃な農地を活かした都市農業として営まれ、市内はもとより首都圏に、新鮮で安全安心な農畜産物を安定供給している。

千葉市における主な農産物として、にんじん、ねぎ、わけねぎ、ほうれんそう、こまつな、らっきょう、キャベツ、レタス、トマト、いちご、落花生があり、伝統野菜として土気からし菜も栽培されている。

このうち、にんじんについては千葉県全体での平成 28 年収穫量が 108,700 トンであり、全国 47 都道府県において第 2 位となっている。また、千葉市は野菜生産出荷安定法において、にんじんの野菜指定産地として指定されており、平成 28 年収穫量は 4,260 トンであり、県内 54 市町村において第 7 位である（出典：農林水産省「平成 28 年産作物統計調査」、収穫量は春夏にんじんと冬にんじんを合算したもの）。

また、落花生については千葉県全体での平成 28 年収穫量が 12,300 トンであり、全国 47 都道府県において第 1 位となっている。また、千葉市の生産量については 1,880 トンとなっており、県内 54 市町村において第 2 位となっている。（出典：農林水産省「平成 28 年産作物統計調査」「平成 18 年産作物統計調査」）

農業経営の継続性や大規模化、地域雇用の創出等の観点から、農業法人が着目されるなか、千葉市においても年々増加する傾向にあり、30 の農地所有適格法人が存在している。

また、千葉市には都市農業の普及活動拠点として、千葉市農政センターが設置されており、農業の振興を図るため、ほ場や土壌分析設備を活用し、栽培試験や農家への営農指導及び優良種苗の生産・供給を行っているほか、施設見学受入れを行っている。さらに、場内には千葉地域農林業センター・農業者健康増進施設として、多目的グラウンド・多目的ホール・直売施設を併設し、これらの施設を広く市民に開放し、農業に対する理解を深め、農業者と都市住民とのコミュニケーションの場として活用されている。

千葉市農政センターが実施している栽培試験において、民間企業と協定に基づく協力体制を構築し、農家が期待する有望な品種や栽培技術を会得するとともに、同情報を農家に提供することで、農産物の生産性や品質の向上につなげ、農業所得の増加や安定生産に資することを目的とした取組を行っている。

さらに、当センターでは I C T 技術の活用による農業分野の生産性向上へ向けた取組として、I C T 技術を持つ民間企業との連携を進めており、さらに、近隣自治体との連携により、相互に得意とする農業関連技術を持ち寄り、新たな品目の栽培試験に向けた取組も実施している。

また、市内には全国有数の売上高を有する農産物直売所である、“しょいか〜ご千葉店”（平成 28 年度売上 1,638 百万円で、J A 直売所では全国第 11 位（出典：日本農業新聞、順位についてはアンケート対象 110 店舗中のもの））が立地している。

市内生産物を鮮度の高い状態で消費地へ輸送するためには、区域内に流通拠点を整備されていることが重要である。千葉市では美浜区に公設卸売市場として千葉地方卸売市場を整備しており、平成 28 年度取扱数量は青果物 115 千トン、水産物 14 千トンとなっている。これらの取扱金額は、全国 71 公設地方卸売市場において、青果物は第 2 位、水産物は第 11 位となっている。また、県内 4 公設卸売市場において、青果物、水産物ともに第 1 位となっている（出典：千葉市及び各市場調べ）。

千葉地方卸売市場が策定した経営展望では、「千葉県の実質的拠点市場としての位置づけの確立」を目標として掲げており、平成 29 年度からは市場内の敷地を活用して、民間事業者主体による物流施設の整備を行うといった、流通拠点化を目指した具体的な動きがある。

このように、にんじん、落花生等の特産物を活用し、農林水産分野における地域経済牽引事業を促進する。

⑤千葉大学亥鼻イノベーションプラザ、千葉大学サイエンスパークセンター等の知見を活用した医療・ヘルスケア分野

千葉市における、「医療業」、「保健衛生業」、「社会保険・社会福祉・介護事業」といった医療・ヘルスケア分野は、付加価値総額で約 1,558 億円の規模となっている。

このうち医療業については、千葉県全体で約 5,819 億円であり、全国 47 都道府県において第 9 位となっている。また、千葉市内の付加価値額は約 1,008 億円となっており、国内 1,718 市町村において第 27 位、県内 54 市町村において第 1 位となっている（出典：経済センサス活動調査（平成 24 年））。

この分野において、千葉市には研究機能が集積しており、独立行政法人中小企業基盤整備機構は、千葉県、千葉市及び千葉大学等と連携して、千葉大学亥鼻キャンパス内に千葉大学亥鼻イノベーションプラザを整備している。ここでは、さまざまな支援ツールや情報を提供し、大学等有する先端医療分野、医工連携分野の研究成果を活用した起業や創業活動、中小企業の新事業展開等を総合的にサポートする大学連携型起業家育成施設（インキュベーション施設）がある。当施設には支援スタッフ（インキュベーション・マネージャー）が 3 名常駐し、各支援機関と連携を図りつつ、起業や創業活動、企業の新事業展開等を総合的に支援しており、これまでに累計 25 社が入居している。

さらに、平成 23 年には千葉県と千葉大学が中心となり「地域産学官共同研究拠点千葉大学サイエンスパークセンター」を設置した。同センターでは、医工連携・ロボティクス等の分野において、地域の大学・企業との共同研究を行うとともに、シーズ・ニーズのマッチングや創出、産学官共同研究の促進により、地域における知識集中型のオープンイノベーションや新事業、新技術の創出を図ることを目的としている。平成 28 年度は、共同研究 40 件、受託研究 20 件、論文発表 64 件、特許出願 13 件の実績を残している。

市内に立地する東京情報大学では、平成 29 年の看護学部の新設にあわせて、同年 4 月に遠隔看護実践研究センターを開設した。本研究センターでは、国内でも先駆的である遠隔看護※の実用化に向けた研究が行われている。在宅医療の推進が課題とされるなか、次世代に向けた訪問看護ステーション構築等今後の取組に注目されている。

※遠距離通信の技術を利用した看護実践で、この技術を利用して、患者の健康状態を把

握し、治療的介入や処置、双方向のコミュニケーションのやりとりを通じた患者教育や情報提供・共有を行う営み。

また、千葉市には、千葉大学医学部附属病院や、放射線医学総合研究所病院といった先端的な治療が可能な医療機関が集積し、医療・福祉分野での既存産業の高度化や新事業の創出を行う上での大きな強みとなっている。

ヘルスケア分野に焦点をあてると、千葉市内には介護事業所が市内に多数存在している。経済センサス活動調査（平成 24 年）によると、千葉県全体での「社会保険・社会福祉・介護事業」の事業所数は 5,685 事業所であり、全国 47 都道府県において第 9 位となっている。また、千葉市内の「社会保険・社会福祉・介護事業」の事務所は 754 事業所であり、国内 1,718 市町村において第 16 位、県内 54 市町村において第 1 位となっている。これは、千葉市内事業所全体の 3.1%に相当する。これらの「社会保険・社会福祉・介護事業」の事業所については、介護ロボットのユーザーや実証実験の場になり得る。

これらの千葉大学亥鼻イノベーションプラザ、千葉大学サイエンスパークセンター等の知見を活用し、医療・ヘルスケア分野を推進する。

⑥海辺・里山、幕張メッセ等の観光資源を活用した観光・スポーツ・文化・まちづくり分野

観光・スポーツ・文化・まちづくりに関連する産業分類（産業中分類）である、「鉄道業」、「道路旅客運送業」、「各種商品小売業」、「飲食料品小売業」、「宿泊業」、「飲食店」、「娯楽業」の付加価値総額は、約 1,546 億円の規模となっている。

このうち宿泊業については、千葉県全体での付加価値額が約 930 億円であり、全国 47 都道府県において第 6 位となっている。また、千葉市内の付加価値額は約 65 億円であり、全国 1,718 市町村において第 69 位、県内 54 市町村において第 3 位となっている（出典：経済センサス活動調査（平成 24 年））。

千葉市は、成田国際空港から東京方面への中間地点という好立地であり、充実した宿泊施設を備えているため、訪日外国人が来日する際の初日の宿泊地として多くの外国人が利用している。

千葉県内における平成 28 年外国人延べ宿泊者数は約 334 万人泊であり、全国 47 都道府県において第 6 位となっている（出典：観光庁「宿泊旅行統計調査」）。

また、千葉市内の平成 28 年外国人延べ宿泊者数は 581,969 人泊であり、県内 54 市町村において第 2 位となっている（出典：千葉市「宿泊統計調査」）。

特に、J R 海浜幕張駅を中心とした幕張新都心地区と、J R 千葉駅・京成千葉中央駅を中心とした千葉都心地区に、宿泊施設と飲食・商業施設の集積が見られる。「宿泊業、飲食サービス業」について、幕張新都心地区には 235 社（従業員数 5,267 人）、千葉都心地区には 792 社（従業員数 9,752 人）が集積している。なお、全国の 1 市町村あたり事業所数は 414 社（従業員数 3,155 人）となっている（出典：経済センサス活動調査（平成 24 年））。

幕張新都心地区については、日本でも有数のコンベンション施設である幕張メッセが関連産業集積の中心である。幕張メッセの平成 28 年度の利用実績は、国際展示場の催

事件数は 320 件、国際会議場の催事件数は 412 件、幕張イベントホールの催事件数は 88 件、来場者数は約 6,545 千人となっている（出典：幕張メッセ利用実績発表）。

また、幕張メッセにおける平成 28 年国際会議開催件数は 16 件であり、国内会場では第 37 位、県内会場では第 2 位となっている。参加者総数は 38,171 名であり、国内会場では第 13 位、県内会場では第 1 位となっている（出典：日本政府観光局「平成 28 年国際会議統計」）。

幕張メッセは 2020 年東京オリンピック・パラリンピックの競技会場であり、オリンピック競技では「レスリング」、「フェンシング」、「テコンドー」が開催され、また、パラリンピック競技では「車いすフェンシング」、「ゴールボール」、「シッティングバレーボール」、「テコンドー」が開催される。

千葉都心地区には、三井ガーデンホテル千葉や京成ホテルミラマーレなどのコンベンション会場としてのホテルが集積しているほか、特別なレセプション会場として参加者に特別感や地域特性を演出する「ユニークベニュー」として、歴史的建造物の千葉市美術館や公共交通機関である千葉モノレールが存在しており、千葉市への M I C E を誘致する際の魅力の一つとなっている。

千葉市美術館の建物を象徴するのは「さや堂ホール」で、昭和 2 年に建てられた旧川崎銀行千葉支店の建物を保存・修復、さらに現代の文化活動に対応できるスペースとして改修されたものである。市内に残る数少ない戦前の建物を包み込むように建てられた美術館は、平成 6 年に竣工、翌年の開館時より新旧の建物が一体となってユニークな文化創造の場を提供しており、また、建設省設立 50 周年記念事業「公共建築百選」にも選ばれている。

千葉モノレールは、「タウンライナー」の愛称で、市の基幹となる交通機関としての役割を担っているほか、平成元年に懸垂型モノレールとして、営業距離世界最長の「ギネス認定」を受けた。平成 24 年に「グッドデザイン賞」を受賞した車両床面の窓からは、世界最長の空中飛行鉄道として「空中散歩」も楽しめる。車内では、フィンガーフードや和洋中の料理をはじめ、その場で寿司を握って参加者に振る舞うといったユニークなプランも実現可能である。

平成 26 年度「都市アイデンティティ確立に向けた基礎調査」によると、来訪意向が高い要素は、「海と緑に囲まれながら、本格的な文化・芸術・スポーツを楽しめる街」が市外来訪意向 46.9%となっており、これまで千葉市では「ブルー&グリーン」として「海辺（ブルー）」及び「里山（グリーン）」による集客を図ってきたところである。

まず、「海辺（ブルー）」については、日本一の総延長 4,320 メートルを誇る人工海浜ではレッドブル・エアレースをはじめとする大規模イベントを開催し、平成 28 年度には稲毛海浜公園検見川地区に複合施設の開業や千葉みなと一号浮棧橋の一基が供用開始される等、新たな観光資源が誕生している。

次に、「里山（グリーン）」については、世界でも最大規模である加曽利貝塚が平成 29 年 10 月、特別史跡に指定され、集客に向けて取組が進められている。特に、近年では、グリーンツーリズムとして千葉市内陸部の観光資源を活用したプロモーションを進めている。具体的には、千葉市の農業振興地域内に位置し、鹿島川を中心とする若葉区

東部地域によって構成されている「いずみ地区」の、特に、「富田さとにわ耕園（平成 28 年度利用者数：104,654 人／千葉市調べ）」、「下田農業ふれあい館（同：71,258 人）」、「中田やつ耕園（同：16,222 人）」の 3 拠点を中心として、地域農業の振興を基軸に、地域資源の活用を図り、都市部と農村部における人・物・情報の交流を促進して地域の活性化を目指す取組等を進めている。また、若葉区にある千葉市乳牛育成牧場については、観光牧場としてリニューアルすることにより、グリーンツーリズムの拠点としての機能を持たせる。

なお、インバウンド誘致については、MICE 分野の推進と同様に、訪日旅行の滞在拠点としての優位性を持つ千葉市の特徴を活かせるように、平成 25 年度よりムスリム旅行者受入環境整備を開始し、“ムスリムフレンドリーシティ”としての地位を確立（都道府県別ムスリムフレンドリーランキングで千葉県は第 4 位 出典：Crescent Rating 社による平成 29 年度調査）している。

これら海辺・里山、幕張メッセ等の観光資源を活用し、観光・スポーツ・文化・まちづくり分野を推進する。

⑦千葉ロッテマリーンズやジェフユナイテッド市原・千葉等のスポーツ資源を活用したスポーツ・文化分野

千葉市はプロスポーツチームをはじめとしたスポーツ関連産業と施設の集積が見られる。

千葉市は、国内 12 球団のうち、県内唯一のプロ野球チームである千葉ロッテマリーンズ（2017 シーズン観客動員数：1,450,164 人）と、国内 54 クラブ（うち千葉県内には 2 クラブ）のプロサッカークラブのうち、ジェフユナイテッド市原・千葉（2017 シーズン観客動員数：209,637 人）のホームタウンとなっており、全国各地から多くのファンが来場する（観客動員数はいずれも各チーム調べ）。

また、株式会社スタートトゥデイ及びフクダ電子株式会社は、それぞれのスタジアムのネーミングライツを取得して、地域貢献を目的とした活動を行っている。さらに、千葉市内に立地している総合体育施設である千葉ポートアリーナは、各種スポーツイベントや文化イベント（コンサート・式典等）でも利用可能な「メインアリーナ」等の機能を備えた施設であり、平成 28 年度の利用者数は 269,831 人となっている。これは、国内体育館（329 箇所）における平均利用者数（約 106 千人）を大きく超える数値であり、県内でも有数の規模となっている（出典：経済センサス活動調査（平成 24 年））。

当施設は車椅子バスケットボールのナショナルトレーニングセンター競技別強化拠点施設（ナショナルトレーニングセンターでは対応できない競技に関する競技別強化拠点）として文部科学省から指定を受けており、2020 年の東京パラリンピックに向けて、注目が増している。

また、近年のスポーツに関する動きとしては千葉競輪場のリニューアルプランが挙げられる。千葉競輪場については、車券売上の長期低落傾向に歯止めがかからない状況であったことから、事業廃止に向けて検討を進めていたが、平成 28 年に現在の包括委託事業者から国際ルールに準拠した競走（通称「250 競輪」）の実施について提案を受け、

市として各種検討や関係団体との調整を進めてきた結果、250 競輪による事業実施の方向性がまとまった。今後は、事業者負担で施設を整備する事業者の協力の下、国際ルールに準拠した自転車競走が可能な多目的ドームの整備を開始し、平成 32 年秋の供用開始に向けて各種準備を進めていく予定である。

これら千葉ロッテマリーンズやジェフユナイテッド市原・千葉等のスポーツ資源を活用し、スポーツ・文化分野を推進する。

6 地域経済牽引事業の促進に資する制度の整備、公共データの民間公開の推進その他の地域経済牽引事業の促進に必要な事業環境の整備に関する事項

(1) 総論

地域の特性を生かして地域経済牽引事業を支援していくためには、地域の事業者のニーズをしっかりと把握し、適切な事業環境の整備を行っていく必要がある。事業者ニーズを踏まえた各種事業環境整備にあたっては、国の支援策も併せて活用し、積極的な対応で事業コストの低減や本地域にしかない強みを創出する。

(2) 制度の整備に関する事項

①産業用地整備

千葉市では、堅調に推移している企業立地実績の反面、市内工業団地の分譲率も上がり、進出ニーズに合った用地紹介が出来ない等、産業用地が枯渇しつつある。このため、千葉市において、平成 28 年度に、民間活力による産業用地を促進するため、道路・下水等の周辺インフラ整備費を「建設負担金方式」により支援する制度を制定した。同年、事業者より提案のあった明治大学菅田農場跡地における産業用地整備事業の計画を認定し、事業に着手しており、この事業の完了を期す。

(3) 情報処理の促進のための環境の整備（公共データの民間公開に関する事項等）

千葉市では、平成 26 年度に「千葉市オープンデータの推進に関する指針」を定め、オープンデータ推進の目的の 1 つとして「新産業の創出・市内経済の活性化」を掲げており、同指針に基づき、市が保有している様々なデータを、市民や事業者に活用していただくことを目的として、市のホームページにオープンデータを公開する「データカタログサイト」を整備運用している。

URL : <https://www.city.chiba.jp/somu/joho/kaikaku/chibadataportal-top.html>

(4) 事業者からの事業環境整備の提案への対応

千葉県商工労働部経済政策課、千葉市経済農政局経済部経済企画課で、事業者の抱える課題解決のための相談に応じる。また、事業環境整備の提案を受けた場合の対応については、知事や市長にも協議した上で対応する。

(5) その他の事業環境整備に関する事項

①MICEの推進

千葉県と千葉市は、地域経済の活性化や幕張新都心の賑わい創出のため、国際会議やコンベンション開催に助成するとともに、千葉市において、会議等参加者向けの観光ツアー実施等に助成し、また、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会後に向けた、新たなM I C E 誘致制度を創設する。

②グリーンツーリズムの推進

千葉市において、市原市と連携し、緑豊かな内陸部の魅力向上を図るため、両市に共通する地域資源である「緑」「里」「農」を活かした観光プロモーション活動を行う。

③インバウンドの推進

千葉県と千葉市は、訪日外国人客を誘致するため、海外に向けたプロモーションや外国人客を受け入れるための環境整備を進める。

④国内向け観光プロモーションの推進

千葉県と千葉市は、市内や周辺エリアの集客観光を推進するため、企業・団体・周辺自治体と連携し、多様なニーズに対応した国内向け観光プロモーション活動を行う。

⑤市内製品の競争力強化

千葉市は、市内製品の付加価値を高め、競争力強化を図るため、農産物や加工品等の販路拡大やプロモーションを実施する。

⑥中小企業・小規模事業者の課題解決支援

千葉県と千葉市は、中小企業の安定した経営を確保するため、事業継続（承継）支援の拡充や、千葉市において、トライアル発注認定による販路拡大の支援を行う。

⑦成長期にある企業の育成支援

千葉市は、企業の経営革新や新事業の創出を図るため、デザイン分野のコーディネーターを市産業振興財団に配置するとともに、I C T ・ I o T ・ 先端技術分野等産学連携による技術開発や商品開発を促進する。

⑧企業立地の促進

千葉県と千葉市は、地域経済の活性化や市民の雇用創出を図るため、企業の新規立地等に対して助成を行う。

⑨スタートアップ支援の強化

千葉県と千葉市は、スタートアップ期にある事業者を支援するため、クラウドによる資金調達や、千葉市において、レンタルオフィスと連携した創業支援を行う。

⑩地域商業者の魅力向上支援

千葉県と千葉市は、地域経済の活性化を図るため、魅力ある商店街エリアの環境整備や、千葉市において、大学等と連携した商品開発の費用を助成する。

⑪市場機能の強化

千葉市は、将来にわたって安定的なサービスの提供を継続していくため、経営戦略を策定するとともに、老朽化している施設の改修を進める。また、場内事業者の経営強化に向けた支援を行う。

⑫産業人材の育成

千葉市は技術系業種への人材供給を図るため、学生とその保護者等がものづくり企業の魅力に触れる機会の創出や、職業訓練の機会拡充等を行う。

⑬企業の人材採用力の向上支援

千葉市は、雇用のミスマッチを解消するため、雇用に関する企業・市民向けニーズ調査を行うとともに、市内中小企業向け働き方改革アドバイザー（キャリアアップアドバイザー）を配置し、コンサルティング実証事業を行う。

⑭地産地消の推進

千葉市は、市内産農産物の認知度向上や利用拡大を図るため、市内の生産者や飲食店と消費者をつなげる取組や、農家レストランの開設支援等を行う。

⑮農業者の生産性の向上

千葉市農政センターは、農業者の生産性の向上を図るため、近隣市・大学との連携や技術専門人材を活用し、栽培試験や新規優良種苗の供給を行うとともに、農業者への普及指導等を行う。

⑯多様な農業の担い手の確保・育成

千葉市は、新規就農者等多様な農業の担い手の確保・育成のため、新規就農者向けの支援や、経営能力向上・販路拡大のための講座を実施する。

⑰いずみグリーンビレッジ3拠点の充実

千葉市は、農とふれあう機会の拡大や、いずみ地区の活性化を図るため、学生による地域おこしを実施するとともに、3拠点の利用環境を整備する。

(6) 実施スケジュール

取組事項	平成 30 年度	平成 31 年度 から令和 4 年度	令和 5 年度 (最終年度)
【制度の整備】			
①産業用地の整備	整備	整備・整備完了	整備完了
【情報処理の促進のための環境整備（公共データの民間公開等）】			
①データカタログサイトの運用	運用	運用	運用

【事業者からの事業環境整備の提案への対応】			
①千葉県・千葉市	設置・運用	運用	運用
【その他の事業環境整備】			
①M I C Eの推進	検討・運用	運用	運用
②グリーンツーリズムの推進	運用	運用	運用
③インバウンドの推進	調査・運用	運用	運用
④国内向け観光プロモーションの推進	調査・運用	運用	運用
⑤市内産品の競争力強化	運用	運用	運用
⑥中小企業・小規模事業者の課題解決支援	運用	運用	運用
⑦成長期にある企業の育成支援	運用	運用	運用
⑧企業立地の促進	運用	運用	運用
⑨スタートアップ支援の強化	運用	運用	運用
⑩地域商業者の魅力向上支援	運用	運用	運用
⑪市場機能の強化	運用	運用	運用
⑫産業人材の育成	運用	運用	運用
⑬企業の人材採用力の向上支援	運用	運用	運用
⑭地産地消の推進	運用	運用	運用
⑮農業者の生産性の向上	運用	運用	運用
⑯多様な農業の担い手の確保・育成	運用	運用	運用
⑰いずみグリーンビレッジ3拠点の充実	運用	運用	運用

7 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法に関する事項

(1) 支援の事業の方向性

地域一体となった地域経済牽引事業の促進にあたっては、各種経営支援機関や金融機関、大学等の教育機関といった地域に存在する支援機関が、それぞれの能力を十分に発揮するとともに、連携して支援を実施することで効果を最大限発揮する必要がある。

(2) 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法

①千葉県産業支援技術研究所

千葉県産業支援技術研究所は、県の公設試験研究機関として、中小企業や新規創業を目指す企業の技術的課題に対し、技術相談、依頼試験、機器貸出、受託研究、人材育成・技術情報の提供等の支援を行っている。

対象とする主な分野は、加工食品や発酵食品の食品分野、無機材料から有機材料、高分子材料に至る化学分野に関する製品開発及び製造、品質管理等の“食品・化学技術”、電子機器、情報化技術、機械技術、計測技術及び産業デザイン技術等の“生産技術”、金属材料の開発や品質管理等に関する成分分析、物性試験、組織検査等の“材料技術”等である。

②公益財団法人千葉県産業振興センター

公益財団法人千葉県産業振興センターは中核的支援機関、千葉県中小企業支援センター、経営革新等支援機関としての役割を有しており、企業、大学、金融機関及び行政機関の連携の下に、新事業・新産業創出の支援、中小企業の経営基盤の強化、産業人材の育成等、幅広い分野において県内産業の振興を図るべく、総合的な中小企業支援を展開している。

新技術・新産業創出支援事業として、新技術の開発や新分野への進出に意欲的な中小企業に対し、企業と大学や公的研究機関との連携（産学官連携）及び企業間の連携（産産連携）の促進、国等の競争的資金獲得による研究資金の確保等の支援を行っている。また、経済産業省（関東経済産業局）の戦略的基盤技術高度化支援事業の事業管理機関として、地域の産学官からなる共同体（コンソーシアム）を形成し、共同研究を実施している。さらに、医療機器等開発・交流拠点創出事業として、医療機器開発に関する経験や知識を有する専門人材を配置し、医療現場からのニーズの集約化とものづくり中小企業への提供、試作品に関するアドバイス等、製品開発に関する総合的なサポートを実施し、健康・医療分野への新規参入と医工連携等による製品開発及び事業化を促進させている。

また、経営基盤強化・地域活性化支援事業として、本県における中小企業の中核的支援機関としての役割を果たすため、中小企業の様々なニーズに応じたきめ細かい支援を行っている。経営・創業・金融・技術・IT等に関する一体的な相談窓口としての「チャレンジ企業支援センター」に加え、「千葉県よろず支援拠点」を設置する等、経営支援機能を充実させ、起業・創業を促進するとともに、プロフェッショナル人材の雇用を通じた経営改善や、地域資源を活用した新たな事業にチャレンジする中小企業への総合的な支援に取り組んでいる。

③公益財団法人千葉市産業振興財団

公益財団法人千葉市産業振興財団は、中小企業支援法に基づき中小企業支援の「指定法人」として千葉市から指定を受けるとともに、中小企業新事業活動促進法に基づき新事業支援体制の「中核的支援機関」として同市から認定を受け、地域経済社会の活性化を目的とした各種支援事業を展開している。平成23年3月には、(財)千葉市勤労者福祉サービスセンターを吸収合併し、中小企業勤労者等の福祉の向上を目的とした事業も併せて実施している。

千葉市ビジネス支援センターを拠点に、千葉市及び各支援機関と連携を図りながら、

中小企業の経営革新及び新事業創出の促進並びに創業の支援に関する事業と、中小企業勤労者等への総合的な福祉事業を提供することにより、両事業の相乗効果を追求している。

産業振興に関する事業については、限られた財源をニーズが高い事業に優先的に配分し、中小・小規模事業者の経営課題である経営技術・販路拡大等に対し、伴走型支援を充実させている。また、知的財産及び産学連携支援の拡充を図り、シーズの前段階から製品化に至る過程までの支援を行っている。

勤労者等の福祉に関する事業については、健康の維持・増進や余暇活動への支援等、中小企業者等が単独では実施することが難しい総合的な福利厚生サービスを提供している。また、会員の増加を図るため、積極的な加入促進活動を展開している。

④千葉商工会議所

商工会議所は商工会議所法に基づき設立された特別認可法人であり、その地区内における商工業者の総合的な改善発達を図り、兼ねて社会一般の福祉の増進に資することを目的としている。千葉商工会議所は1940年に設立されており、会員企業は約5千社となっている。中小企業の持続的発展、人材の確保と育成等を目的として、各種事業を行っている。

中小企業の持続的発展を目的とした事業として、会員の業況をはじめ、経済情勢・需要動向等を定期的・計画的に把握し、迅速に会員企業へ提供するとともに、生産性やサービス力の向上をはじめ、事業展開上の様々な課題について専門家・関係機関・大学等の一体的な協力を得て、経営者とともに継続して支援している。また、その支援体制のワンストップサービス化を推進する等している。さらに、展示販売会や商談会等の回数の増大やその内容の多様化を受け、商工会議所のネットワークを積極的に活用した、新たなビジネスや販路拡大の機会の創出を図っている。

人材の確保と育成を目的とした事業としては、人材不足の状況を的確に把握し、新規卒者はもとより就業を希望する女性や高齢者、外国人等の多様な人材確保へ向けて、教育機関や専門事業者等の協力を得て、多様なマッチングの機会を設けるとともに、受入環境づくりを推進している。会員企業の事業活動を支える従業員等の資質の向上を支援するとともに、その従業員間の交流をも推進し、相互協力による啓発活動を展開する等している。一方、働く環境づくりにも取り組んでおり、職場環境の見直しや福利厚生の充実を支援するとともに、多様な人材に対応した環境づくりや育児・介護への組織的な対応等、計画的・体系的な取組を促進している。

この他、域内の経済活動活性化を目的とした事業や、2020年の東京オリンピック・パラリンピックへの取組も開始している。

⑤千葉市土気商工会

商工会は商工会法に基づき経済産業大臣の認可を受けて設立された経済団体で、地区内の商工業の総合的な改善発達を図り、あわせて社会一般の福祉の増進に資する等広い範囲の事業活動を行っている。土気商工会は旧土気地区の企業を主な会員企業としており、現在の会員企業数は約250社となっている。業種としてはサービス業・小売業・建設業が多い傾向にあり、会員企業相互の交流促進等を図っている。

⑥国立大学法人千葉大学

千葉市内に拠点を置く国立大学であり、11 学部と 11 大学院を有し、連合大学院にも参画する総合大学である。医学、園芸、工業デザイン等の教育・研究分野において地域内外から高い評価を得ており、研究分野は広範多岐にわたっている。平成 22 年 2 月 4 日には、広範な分野で相互に人的資源等を活用し、地域社会の発展と人材の育成に寄与するため、千葉市との間で包括協定を締結した。

近年の取組としては、大学が地方公共団体や企業等と協働し、地方における魅力ある就職先の創出・開拓と、その地域が求める人材育成のための教育カリキュラム改革の取組に対し、文部科学省が支援する補助制度である「地（知）の拠点大学による地方創生推進事業（COC+）」への採択があげられる。同事業では、地域産業イノベーション人材の育成と、地方創生先進モデルの提案を事業コンセプトとし、千葉県内のうち、空港ゾーン、香取・東総ゾーン、圏央道ゾーン、南房総ゾーン（県総合計画を参考にしたゾーニング）の 4 ゾーンを事業協働地域とし、自治体や県内大学と協働で、地域産業の活性化と若者の就職率の向上を目指している。

また、科学技術イノベーションの実現を目指した取組として「千葉ヨウ素資源イノベーションセンター（CIRIC）」構想が挙げられる。千葉県は我が国が唯一輸出できる元素であるヨウ素の国内 75%を産出しているが、これまでは製造原料としての輸出にとどまり、高付加価値な製品への加工、販売を行ってこなかった。本事業によって千葉大学キャンパス内に新たに整備される研究施設では、ヨウ素科学を基盤とする産学連携プロジェクトであれば共同利用が可能であるため、千葉大学の有する技術と連動した高機能ヨウ素製品の社会実装が期待されている。

総合大学であることを活かした幅広い分野における知見と、先端的な研究機能を活用した事業者支援が期待される。

⑦学校法人千葉敬愛学園 敬愛大学

市内に立地する私立大学で、「経済学部」と「国際学部」の 2 学部が設置されている。市と大学間で若者へのキャリア教育や地域商業の支援等個別事業等において連携を図っており、平成 27 年には市内の一層の活性化と市民サービスの向上を図ることに資するため、千葉市との間で地域経済活性化に関する連携協定を締結した。

公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会と連携協定を締結しており、東京オリンピック・パラリンピック競技大会の成功に向けて、パラスポーツの振興等関係機関と連携した取組を実施している他、千葉大学との連携により文部科学省平成 27 年度「地（知）の拠点大学による地方創生推進事業（COC+）」として副専攻プログラム「エアポートNARITA地域産業学」を開講している。学生は本プログラム受講を通して空港ビジネスに関する理解を深めることにより、卒業後は空港関連をはじめとした観光分野での活躍が期待される。

大学の有する知見を活用した、事業者への経営面における支援の他、観光・スポーツ分野においても自治体・事業者と連携した取組が期待されている。

⑧学校法人佐野学園 神田外語大学

千葉市の幕張新都心地区に拠点を置く私立大学であり、外国語学部として英米語学科、アジア言語学科、イベロアメリカ言語学科、国際コミュニケーション学科の4学科が設置されている。また、大学院として言語科学研究科が設置されている。

文部科学省が進める「経済社会の発展を牽引するグローバル人材育成支援」において、平成24年度より全国の外国語学部の中で唯一採択を受けた。国際的な産業競争力の向上や国と国の絆の強化の基盤として、グローバルな舞台に積極的に挑戦し、活躍できる人材を育成するため、海外インターンシップの充実化等各種取組を進めている。

特に観光・インバウンド分野においては、語学力を持ち国際的な視野を有する人材の確保が求められていることから、そのような分野における大学の有する知見を活用した事業者支援が期待されている。

また、アジア言語を含むさまざまな外国語・同言語圏の文化、異文化コミュニケーション（多文化理解）並びに日本語・日本文化の教育を実践するとともに、多数の留学生を受け入れていることから、外国人労働力の活用に向けても、同大学が有する知見の活用が期待される。

⑨学校法人大乗淑徳学園 淑徳大学

市内を中心に立地する私立大学で、福祉・看護・地域政策分野を中心とした6学部、大学院は総合福祉研究科と看護学研究科の2研究科、短期大学が設置されている総合大学である。千葉市には中央区にキャンパスが立地しており、総合福祉学部、コミュニティ政策学部、看護栄養学部が設置されている。

地域連携センターを通じて、地域社会のさまざまな課題の発見と解決に向けて、淑徳大学が持つ研究成果や人材等の資源を積極的に活用し、地域と連携しながら、実践的・協働的に取り組み、社会開発や地域開発に貢献しており、平成29年には、千葉市との間で地域社会の発展と人材の育成に寄与することを目的とした包括的な連携協定を締結し、福祉・看護・栄養分野、まちづくり・商業活性化分野、パラスポーツの振興を目的とした取組等を実施している。

医療・ヘルスケア分野を中心に、観光・スポーツ分野、農産品を活用した商品開発の分野等幅広い分野において、大学の有する知見を活用した事業者支援が期待される。

⑩学校法人東京農業大学 東京情報大学

千葉市の若葉区に立地する私立大学であり、総合情報学部総合情報学科、及び看護学部看護学科の2学部2学科及び大学院（総合情報学研究科）から構成される。総合情報学部では、複雑化する情報社会に対応するために必須とされるICTに関する基礎を学び、加えて情報の応用・活用を通じて社会の様々な課題に対する解決能力を身につけるための実践的な教育を行っている。看護学部では、生命に対する畏敬の念としなやかな創造力を持ち、看護の対象を深く理解しながら援助できる基礎能力を修得し、科学的根拠に基づいて適切なケアが提供できる看護職を育成している。平成25年には千葉市との間で、一層の地域経済活性化及び市民サービスの向上を図ることを目的に、連携協定を締結した。

近年の取組でも、市内飲食店の集客強化に係るマーケティングや、データサイエンスを応用した商品企画の取組等が行われていることから、情報分野の知見を活用した事業者への支援事業が期待される。

⑪学校法人千葉工業大学

千葉市に隣接する習志野市に立地する私立大学で、工学部、創造工学部、先進工学部、情報科学部、社会システム科学部の5学部及び大学院が設置されている。学部のほかに5つの研究センターを有しており、産学官連携を積極的に推進している。また、平成25年には、産学連携専門の窓口として学校法人千葉工業大学産官学連携協議会が設けられ、産業界や公的機関との間で、教育研究情報、技術情報及び就職情報等の情報交流を行なっている。また、平成28年には千葉市との間で包括的な連携協定を締結した。

また、千葉大学との連携により文部科学省平成27年度「地（知）の拠点大学による地方創生推進事業（COC+）」として、自治体との地域連携により地方創生の取組を行っている。

ものづくり分野を中心とした研究開発機能等、大学の有する知見を活用した事業者支援が期待される。

⑫厚生労働省千葉労働局

千葉労働局は、厚生労働省の地方機関として千葉県内を管轄しており、労働基準行政、職業安定行政、雇用均等行政、職業能力開発行政がそれぞれの専門性を発揮しながら連携を図り、地域における労働行政の総合的な機関として行政運営を展開している。

平成28年7月には、市が行う地域活性化、雇用創出その他の雇用に係る施策と、労働局における雇用に関する施策とが密接な関連の下に円滑かつ効果的に実施されるよう、それぞれの施策について、連携・協力の方策等を定め、千葉地域の雇用対策に強力に取り組むことを目的として、千葉市との間で「千葉市雇用対策協定」を締結し、働き方改革の推進や就労支援に関する取組を連携して実施している。

市内事業者の多くが採用をはじめとした雇用面で課題を持つなか、千葉労働局及び職業安定行政の第一線機関となるハローワークによる人材確保等の支援事業が期待されている。

⑬独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構千葉支部 千葉職業能力開発促進センター（ポリテクセンター千葉）

職業能力開発促進センター（ポリテクセンター）とは、求職者や在職者を対象にした短期間の職業訓練を行う公共職業能力開発施設である。千葉市では稲毛区に設置されており、雇用のセーフティネットとして求職者の早期再就職に向けた職業訓練、在職者の知識・技能・技術の向上を図るための職業訓練、労働者のキャリア形成に関する相談・支援等を行っている。

製造業をはじめとする現場で人材不足が課題となるなか、職業訓練を通じた事業者

への支援が期待されている。

⑭独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構千葉支部 千葉職業能力開発促進センター高度訓練センター（高度ポリテクセンター）

高度ポリテクセンターは、平成2年に千葉市幕張新都心の文教地区に設置され、厚生労働省所管の独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が、ものづくり分野を中心とした高度な人材育成を総合的に行う公的教育訓練施設として業務運営を行っている。現場の第一線で活躍する在職者、再就職を目指す求職者を対象とし、ものづくり分野に関わる専門的知識と技能・技術の高度化を目指した職業能力の開発と向上を狙いとしている。

第4次産業革命分野をはじめとする高度化技術に対応できる人材が多く現場で必要とされるなか、人材育成を通じた事業者への支援が期待されている。

⑮関東職業能力大学校附属千葉職業能力開発短期大学校（ポリテクカレッジ千葉）

千葉職業能力開発短期大学校（ポリテクカレッジ千葉）は「職業能力開発促進法」に基づく2年制の工科系短期大学校である。国が設置し厚生労働省が所管している。きめ細やかな指導と実学融合のカリキュラムにより技術革新にも対応できる「ものづくり技術者」を養成している。団塊世代の交代がすすむ中、製造だけでなく開発・設計にも関与できる実践的な「ものづくり技術者」の育成が求められており、これまで約3,400名の技術者が卒業している。

ものづくりの現場における技術者不足が多く企業で課題となるなか、人材育成を通じた事業者への支援が期待されている。

⑯公益財団法人ちば国際コンベンションビューロー

公益財団法人ちば国際コンベンションビューローは、1988年に発足した千葉コンベンション推進協議会を基に設立された財団であり、主に千葉県の施策と深く関わりのある4つの事業に取り組んでいる。

MICE誘致・支援事業では、地元大学や行政機関、各種団体・企業と連携し、県内で開催される国際会議等のMICE誘致・支援を行うことにより、開催都市の国際的ブランドイメージの構築を図るとともに、ビジネス機会の創出や県内への経済波及効果を高めることを目的として活動している。また、千葉県・千葉市は、平成27年6月に観光庁から「グローバルMICE都市※」として選定され、特に海外における誘致競争力の強化やマーケティング戦略の高度化を図っている。

千葉県国際交流センター事業では、民間国際交流団体をはじめ、ボランティア、国際交流協会や大学、行政機関と連携し、国際交流・国際協力の促進と多文化共生社会づくりを進めている。さらに、2020年東京オリンピック・パラリンピックに向け、通訳ボランティアの養成も行っている。

千葉県フィルムコミッション運営事業では、地域の知名度向上等を図り、県内への観光客増加等に寄与するため、県内市町村と連携を図りながら、映画やドラマ等に適したロケーションを提案している。千葉県は、東京からのアクセスの良さ、豊かな自然、多彩な街並みといった豊富なロケーションスポットにより、これまで映画やドラ

マ等、数多くの作品で利用されており、撮影依頼は年間約 400 件、そのうち県内での撮影件数は約 100 件に及んでいる。

千葉県スポーツコンシェルジュ運営事業では、2020 年東京オリンピック・パラリンピックに係る事前キャンプや国際大会等を誘致し、県内のスポーツツーリズムの推進を図るため、スポーツ施設や宿泊施設等を紹介するワンストップ窓口としての機能を果たしている。

以上のように、観光分野やMICE分野における幅広い取組と実績を活かした事業者支援が期待されている。

※グローバル MICE 都市…MICE 誘致競争を牽引することができる実力ある都市を育成するため、平成 25 年度より順次、観光庁が 12 都市を選定。(12 都市：東京都、横浜市、京都市、神戸市、福岡市、名古屋市愛知県、大阪府大阪市、札幌市、仙台市、千葉県・千葉市、広島市、北九州市)

⑪公益社団法人千葉市観光協会

千葉市観光協会は昭和 8 年に創立、昭和 58 年 6 月に社団法人として設立し、千葉市における都市観光、国際コンベンションによる集客を通じた観光振興とおし地域経済・文化の向上ならびに国際親善に寄与するための事業を展開してきた。平成 24 年 4 月からは公益社団法人に移行し、観光プロモーション事業をはじめとする公益目的事業の一層の推進を図っている。平成 25 年 6 月時点で、ホテル・旅館業や旅行業の企業を中心に 721 社が会員となっている。

市内観光情報を収集・発信する他、千葉市の魅力発信事業としてシティ・プロモーションの推進、イベント展開を通じて千葉市の魅力を発信している。また、観光資源の開発事業として、市内の豊かな自然、集積産業、歴史・文化・スポーツ等の観光資源を活かした魅力的な観光ルート開発を行っている。さらに、受入体制の整備事業として、観光情報センターの充実、観光ボランティアの活用等を通じ、観光客の受入体制を整備している。

これら事業に加え、訪日外国人旅行者向け観光ボランティアガイドの養成講座を実施している。養成講座は、千葉市の地域資源を解説する基礎講座と、ガイド実習等を行うワークショップで構成されており、講座修了後は、MICE 開催時のアフターコンベンションや、オリンピック・パラリンピック開催時の都市ボランティアとしての活躍が期待される。

700 社以上の会員企業のネットワークを活用した、観光分野における事業者支援が期待されている。

⑩株式会社千葉銀行

千葉県を主要な営業基盤とする地方銀行であり、預金残高11兆5,883億円、貸出金残高9兆5,674億円は共に国内地方銀行でトップクラスの規模となっている（平成29年9月30日現在）。県内に160店舗(市内28店舗)を有しているほか、東京都に14店舗、埼玉県に3店舗、茨城県に3店舗、大阪府に1店舗、海外にもニューヨーク等3店舗を有している。平成23年11月には、地域経済の活性化及び市民サービスの向上を目的とし、千葉市との間で連携協定を締結した。同協定では、企業立地支援等8項目について双方の連

携と協力が定められている。近年では、担保や保証に過度に依存せず、事業性評価を重視した融資として、地方創生融資制度や古民家事業支援制度を創設した。融資取組後も事業の進捗に応じた支援を継続して行っており、地域活性化に積極的に取り組んでいる。

⑲株式会社京葉銀行

千葉県を主要な営業基盤とする地方銀行であり、預金残高 4 兆 7,530 億円、貸出金残高 3 兆 3,517 億円となっている（平成 29 年 9 月 30 日現在）。県内に 117 店舗（市内 19 店舗）を有しているほか、東京都に 2 店舗を有している。近年では観光分野における取組が活発であり、平成 27 年には株式会社地域経済活性化支援機構および佐原信用金庫と連携し、観光ファンドである「千葉・江戸優り佐原観光活性化投資事業有限責任組合（千葉・江戸優り佐原観光活性化ファンド）」を設立した。

⑳株式会社千葉興業銀行

千葉県を主要な営業基盤とする地方銀行であり、総預金残高 2 兆 4,666 億円、総貸出金残高 1 兆 9,916 億円となっている（平成 28 年度末時点）。県内に 72 店舗（市内 15 店舗）を有しているほか、東京都に 1 店舗を有している。近年では農業分野における取組が活発であり、千葉県産落花生の生産拡大と品質向上を通して農業の再生を行うため、取引先企業と「アグリ・フードビジネス担当」の専門チームが「落花生の契約栽培プロジェクト」を開始した。本プロジェクトは市原市や千葉市等の生産者と契約し、当初計画した落花生収穫量 40 t を達成した。

㉑千葉信用金庫

千葉市を主要な営業基盤とする信用金庫であり、総預金残高 1 兆 310 億円、総貸出金残高 5,609 億円となっている（平成 28 年度末時点）。千葉市を中心に県内店舗（市内 15 店舗）を有している。「地域密着型金融の推進」を経営の重要課題としており、各種相談会・セミナーの実施やビジネスマッチング機会の提供等を通して、地域の経済や社会の活性化に貢献している。

㉒株式会社日本政策金融公庫千葉支店

株式会社日本政策金融公庫法に基づく政策金融機関であり、平成 28 年度末時点における総預金残高は、国民生活事業 7 兆 597 億円、農林水産事業 2 兆 7,534 億円、中小企業事業 5 兆 6,856 億円、危機円滑化対応業務 2 兆 8,242 億円、特定事業等促進円滑化業務 682 億円となっている。国内を中心に 152 店舗を有し、市内では千葉都心地区に千葉支店を有している。一般の金融機関が行う金融を補完することを旨としつつ、国民一般、中小企業者及び農林水産業者の資金調達を支援するための金融の機能を担うとともに、内外の金融秩序の混乱又は大規模な災害、感染症等による被害に対処するために必要な金融を行うほか、当該必要な金融が銀行その他の金融機関により迅速かつ円滑に行われることを可能とし、もって国民生活の向上に寄与することを目的として業務を行っている。

今後も、行政や地域金融機関等と連携しながら、創業支援、企業再生支援、農商工連携等幅広い分野において、地域事業者の経営をサポートしていく。

②株式会社商工組合中央金庫千葉支店

株式会社商工組合中央金庫法に基づく政策金融機関であり、預金残高は 5 兆 1,090 億円、貸出金残高は 9 兆 3,568 億円となっている(平成 28 年度)。国内に 100 店舗、海外に 4 店舗を有し、市内では千葉都心地区に千葉支店を有している。倫理憲章において「中小企業による中小企業のための金融機関」と定めており、市内中小企業と緊密に連携した取組を進めている。

8 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項

(1) 環境の保全

千葉市においては、平成 6 年 12 月に、環境の保全及び創造に関する基本理念や市民・事業者・千葉市の責務を明らかにする等、その基本的な方針を定めた「千葉市環境基本条例」を制定した。平成 7 年 3 月には本条例に基づき「千葉市環境基本計画」を策定し、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進してきた。平成 23 年 3 月には千葉市の環境の現況や国内外の動向等を踏まえ、新たな「千葉市環境基本計画」を策定し、地球温暖化をはじめとする地球環境問題や循環型社会の構築等に対応した施策を推進しているところである。

また、「千葉市環境基本計画」の部門別計画として、地球温暖化対策の推進を目的とした「千葉市地球温暖化対策実行計画」、快適な水環境の保全・創造を目的とした「千葉市水環境保全計画」、自動車による大気汚染対策等を目的とした「千葉市自動車公害防止計画」、ごみの減量・再資源化を目的とした「千葉市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画」等を策定し、環境分野の保全・創造に向けた各種施策・事業等も推進しているほか、「千葉市環境基本計画」の環境配慮指針において、鳥獣保護区の保全に配慮するとともに、千葉県と連携しパトロール等を実施している。

平成 7 年 10 月には、生活環境の保全等に関し、市の施策を定めた「千葉市環境保全条例」を制定し、大気や水質等の生活環境の保全等のために必要な規制その他の措置を講じるとともに、市内主要企業とは、千葉市・企業間の二者で「環境の保全に関する協定」を締結し、法令より厳しい対策や、法令とは別の観点からの指導等を行っている。特に、臨海部の主要企業については、千葉県・千葉市・企業間の三者で協定を締結している。

平成 10 年 9 月には、土地の形状の変更、工作物の新設等の事業を行う事業者が、その事業の実施に当たり、あらかじめ事前配慮及び環境影響評価を行うとともに、その事業の着手後にその結果を確認するための調査等を行うことが環境の保全上極めて重要であることから、それらが適切かつ円滑に行われるための手続きその他所要の事項を定めた「千葉市環境影響評価条例」を制定し、その事業に係る環境保全について適正な配慮がなされることを事業者に求めている。

事業者が新規開発を行う場合、可能な限り環境に影響を与えないよう環境部局と協

議をしながら環境関係法令の遵守や環境保全・環境負荷の低減に向けた十分な配慮を行うとともに、地域社会との調和を図っていくものとする。特に、大規模な地域経済牽引事業を行う場合には、当該事業の活動等が住民の理解を得られるよう、必要に応じて、住民説明会を実施する等、周辺住民の理解を求めていく。

なお、千葉県では、「千葉県環境基本計画」を策定し、この下に個別分野別の計画等を定め、全県域を包括した環境保全のための施策を推進していることにも配慮する必要がある。

また、本計画1－(1)に記載した通り、本区域は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する県指定鳥獣保護区(千葉市、土気、若松)、自然公園法に規定する県立九十九里自然公園の一部区域、環境省が自然環境保全基礎調査で選定した特定植物群落である「稲毛浅間神社の森」及び「大金沢の樹林」、環境省の定める生物多様性の観点から重要度の高い海域(東京湾奥部)を含むものであるため、これらの環境保全上重要な地域内での整備の実施に当たって、直接或いは間接的に影響を与えるおそれがある場合は、自然環境部局と十分調整を図りつつ、専門家の指導・助言を踏まえて、それらの保全が図られるよう十分配慮して行う。

(2) 安全な住民生活の保全

企業立地を始めとする様々な事業活動に当たっては、犯罪及び交通事故の防止並びに地域の安全と平穩の確保に配慮することが重要である。

犯罪の防止に関しては、千葉市では、平成30年度から3か年を計画期間とする「第4次千葉市地域防犯計画」を策定しているところである。同計画に基づき、市、市民、事業者、警察、その他関係機関がそれぞれの役割において連携・協力をし、「安全で安心して暮らせるまち 千葉市」の実現に向けて、犯罪の未然防止や防犯意識の高揚等の取組を実施していく。

交通事故防止に関しては、平成28年度から5か年を計画期間とする「第10次千葉市交通安全計画」を策定しており、「人優先」の考え方の下、交通社会を構成する「人と地域」、そして道路等の「交通環境」の相互の関連を考慮した適切で効果的な施策を、市民・関係機関・各種団体等との連携・協働を深めながら、総合的かつ継続的に推進していく。

また、千葉県においては、安全で安心なまちづくりを促進するため、平成16年10月から「千葉県安全で安心なまちづくりの促進に関する条例」を施行し、県、市町村、県民及び事業者等が協働・連携して、犯罪の機会を減少させるための環境整備及び県民等の自主防犯活動に関する施策を総合的に推進するとともに、平成16年11月には、犯罪の防止に配慮した道路、公園、駐車場及び駐輪場の構造及び設備に関する指針等を策定し、犯罪から県民を守る取組を推進している。

(3) その他(PDCA体制の整備等)

毎年1回、年度末から年度当初の時期を目安に、千葉県商工労働部経済政策課、千葉市経済農政局経済部経済企画課及び支援機関で基本計画及び承認地域経済牽引事業

計画の効果の検証と事業の見直し等に関する協議を行う。

なお、千葉港における港湾計画においては、港湾を中心とした土地の利用や交通体系の強化等が計画されており、当該港湾計画に関連した促進区域を設定するにあたっては同計画と調和して整合を図るものである。

9 地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用の調整を行う場合にあっては、その基本的な事項

(1) 総論

(農地及び市街化調整区域の範囲)

重点促進区域の区域内においては、次のとおり農地及び市街化調整区域が存在しているため、これらの地域において地域経済牽引事業を実施する場合は、土地利用調整計画を策定する必要がある。

【重点促進区域 1】

(農地) ※別紙 2 参照

(市街化調整区域) ※別紙 3 参照

(地区内における公共施設整備状況)

【重点促進区域 1】

本重点促進区域内においては、主要地方道千葉鎌ヶ谷松戸線が整備されており、同線を中心に電気、水道、ガス等のインフラが整備されているため、同線に面して地域経済牽引事業を実施する場合、新たに大規模な公共施設整備を行う必要は無い。

一方、同線に面していない区域についてはインフラが未整備の箇所もあることから、地域経済牽引事業の実施において公共施設の整備が必要な場合、地域経済牽引事業を実施する事業者がこれを行うものとする。

(地区内の遊休地等の状況等)

千葉市内においては、本計画「4 促進区域の区域内において特に重点的に地域経済牽引事業の促進を図るべき区域(重点促進区域)」を定める場合にあっては、その区域

(2) にて記載したとおり、既存工業団地内にて、以下計 6.5ha 程度の遊休地の存在が確認されているが、農林水産分野の地域経済牽引事業を実施するうえで必要となる、にんじん、落花生等の特産物の生産地より遠方であることから、地域経済牽引事業を効果的に促進するために活用することには、適していない。

遊休地: 千葉市緑区大野台 5-3 (約 2.8ha)、千葉市若葉区上泉町 958-51 (約 3.7ha)

なお、本重点促進区域の区域内においては、現在のところ遊休地等は確認できていない。重点促進区域内の遊休地等については、その把握に努め、事業者に対して適切に開示するものとする。

今後、地域経済牽引事業を実施する場合は、これら遊休地等を優先的に活用するこ

ととする。

(他計画との調和等)

農用地区域及び市街化調整区域として本重点促進区域に設定された区域については、千葉市都市計画マスタープランにおいて、産業立地を誘導する産業拠点として位置づけられており、今般、本重点促進区域においては、農林水産分野における地域経済牽引事業が見込まれている。具体的には、近隣で生産された、にんじん、レタスなどの農産物を、鮮度を保ったまま加工を行い、インターチェンジに近接していることを活かし、東京都内をはじめとする消費地へ輸送されるといった事業が想定されており、本事業は千葉市都市計画マスタープランと調和したものである。

また、千葉市農業振興地域整備計画においては、農業近代化施設の整備計画として、「消費者の農産物に対するニーズの多様化に対応するとともに、高付加価値により、地産地消の拡大を目的とした農産物加工施設の整備を推進」することとしており、農林水産分野における地域経済牽引事業の促進は、農業振興地域整備計画の内容と調和するものである。

一方、地域経済の発展に繋がる地域経済牽引事業計画の促進にあたっては、基本方針及び基本計画に則り、丁寧な土地利用調整を行うことで、都市計画区域の整備・開発及び保全の方針、都市計画マスタープラン及び農業振興地域整備計画との調和を図っていく。

(2) 土地の農業上の利用との調整に関し必要な事項

土地利用調整区域については、遊休地を含め上記(1)を踏まえ設定することとする。また、土地利用調整区域への立地を想定していた事業者が立地を取りやめる、立地した事業者がその後すぐに撤退する等の事態が生じないよう、具体的な立地ニーズや事業の見通しを踏まえて区域を設定する。やむを得ず土地利用調整区域に農地を含める場合においては、市町村が土地利用調整区域を設定する際に、下記の方針により土地利用調整を行うこととする。

①農用地区域外での開発を優先すること

本重点促進区域の一部は農用地区域に指定されているため、農用地区域外での開発を優先することとする。やむを得ず農用地区域内で開発を行う場合は、農用地区域内に存する農地以外の土地の利活用について検討することとする。

②周辺の土地の農業上の効率的な利用に支障が生じないようにすること。

千葉市内には集団的農地がある。やむを得ずこうした農地に土地利用調整区域を設定する場合でも、集団的農地の中央部を開発することで高性能農業機械による営農に支障が生じるような事態を避けるなど、農地の効率的な利用に支障が生じないようにすることとする。やむを得ず上記のような土地を土地利用調整区域に含めることを検討する場合には、担当部局と調整を行うこととする。

③面積規模が最小限であること。

やむを得ず農地において地域経済牽引事業の用に供する施設を整備する場合は、計画する事業内容に基づき立地ニーズを確認し、事業を行う上で必要最小限の面積をその用に供することとする。

④面的整備（区画整理、農用地の造成、埋立て又は干拓）を実施した地域を含めないこと

千葉市においては、46ヶ所において土地改良事業が実施されているが、全て当該事業の工事が完了した年度の翌年度の初日から起算して8年を経過している。また、ほ場整備事業等の面的整備が実施される予定は無い。

過去に面的整備事業などを行った対象農地については、当該事業の工事が完了した年度の翌年度の初日から起算して8年を経過しない間は、土地利用調整区域に含めないこととする。

⑤農地中間管理機構関連の取組に支障が生じないようにすること。

千葉市においては、平成29年度までに40.28haについて、農地中間管理事業を実施している。また、平成30年度は31.2haが農地中間管理事業を実施予定であるが、重点促進区域内における実施予定は無い。

農地中間管理機構関連事業の対象農地については、以下の方針にて取り扱う。

- ・農地中間管理権の存続期間中は土地利用調整区域に含めない。
- ・農地中間管理機構関連事業を行う予定のあることが公にされている農地についても土地利用調整区域に含めない。
- ・農地中間管理権の存続期間が満了した農地についても、前述した①から③までの考え方に基づき、やむを得ない場合でなければ土地利用調整区域に含めない。
- ・農地中間管理事業を重点的に実施する区域（重点実施区域）内の農地以外での開発を優先する。

（3）市街化調整区域における土地利用の調整に関し必要な事項

【重点促進区域1】

（立地条件）

本区域においては、京葉道路武石インターチェンジに近接していることから、製品の各方面への輸送において優位性があり、流通の結節点としての立地条件である。また、本重点促進区域内においては、露地野菜の栽培が盛んな農用地区域が存在しており、かつ、当該農用地区域は国の野菜生産出荷安定法において野菜指定産地として指定されており、原料調達地の近傍という立地条件でもある。

（対象施設）

立地条件から、本区域においては、以下の施設についての立地の必要性を認めることができる。

- ・食品加工品の材料として使用される農産物については、鮮度を保ったまま加工を行い、東京都内をはじめとする消費地へ輸送することが必要となるため、当該農産物の生産地の近傍であることを活かし、生産されたにんじん、レタスなどの特産物を

加工し、輸送を行う食品加工施設、食品関連物流施設。

10 計画期間

本計画の計画期間は計画同意の日から令和5年度末日、又は、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律（平成29年法律第47号）附則第7条第1項に基づき地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号）の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて変更された地域における地域経済牽引事業の促進に関する基本的な方針（以下「新基本方針」という。）に基づいて、令和5年度末日までに改めて基本計画（以下「新基本計画」という。）を作成する場合は、当該新基本計画の同意日の前日のいずれか早い日までとする。

（新基本方針に基づいて新基本計画を令和5年度中に作成する予定である。そのため、令和5年度をその準備期間として位置づけ、計画期間を令和5年度末日、又は、新基本方針に基づいて、令和5年度末日までに改めて新基本計画を作成する場合は、当該新基本計画の同意日の前日のいずれか早い日までとする。）